

『神崎市特産品』『ふるさと納税返礼品』 の商品開発に係る事業者を募集します！

『神崎市特産品創出事業補助金の募集内容』

- ・ **対 象 者**：神崎市内に住所を有する団体等（「法人」「組合」「団体」等）
※国・県・市から他の補助金を受ける場合は対象となりません。
- ・ **募集期間**：令和 8 年 8 月 25 日（火）～令和 8 年 9 月 18 日（金）
- ・ **申込方法**：事前に移住・定住推進課（0952-37-0153）までお電話いただき、
期限日までに交付申請書等の必要書類を作成し提出してください。
※補助団体は審査により決定します。
- ・ **対象経費**：市内で生産された農作物や特産品等を活用して新商品（特産品）
開発を行うために必要不可欠な経費
（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料 など）
- ・ **補 助 率**：補助対象経費の 2/3 ※予算の範囲内（詳細は交付要綱を参照）

※令和 9 年 3 月末日までに事業完了できるもので、神崎市のふるさと納税
返礼品としての基準を満たす商品に限ります。

※過去に本補助金の交付を受けた団体等は申請できません。

（令和 7 年度の開発商品の一部）



（桑菱茶めん・椎茸めん）



（桑菱茶タブレット）

《問い合わせ・申込書提出先》

神崎市役所
移住・定住推進課 ふるさと納税係

電話：0952-37-0153

FAX:0952-52-1120

Mail：furusatonozei@city.kanzaki.lg.jp